

公報

# きよさと

発行 北海道清里町役場

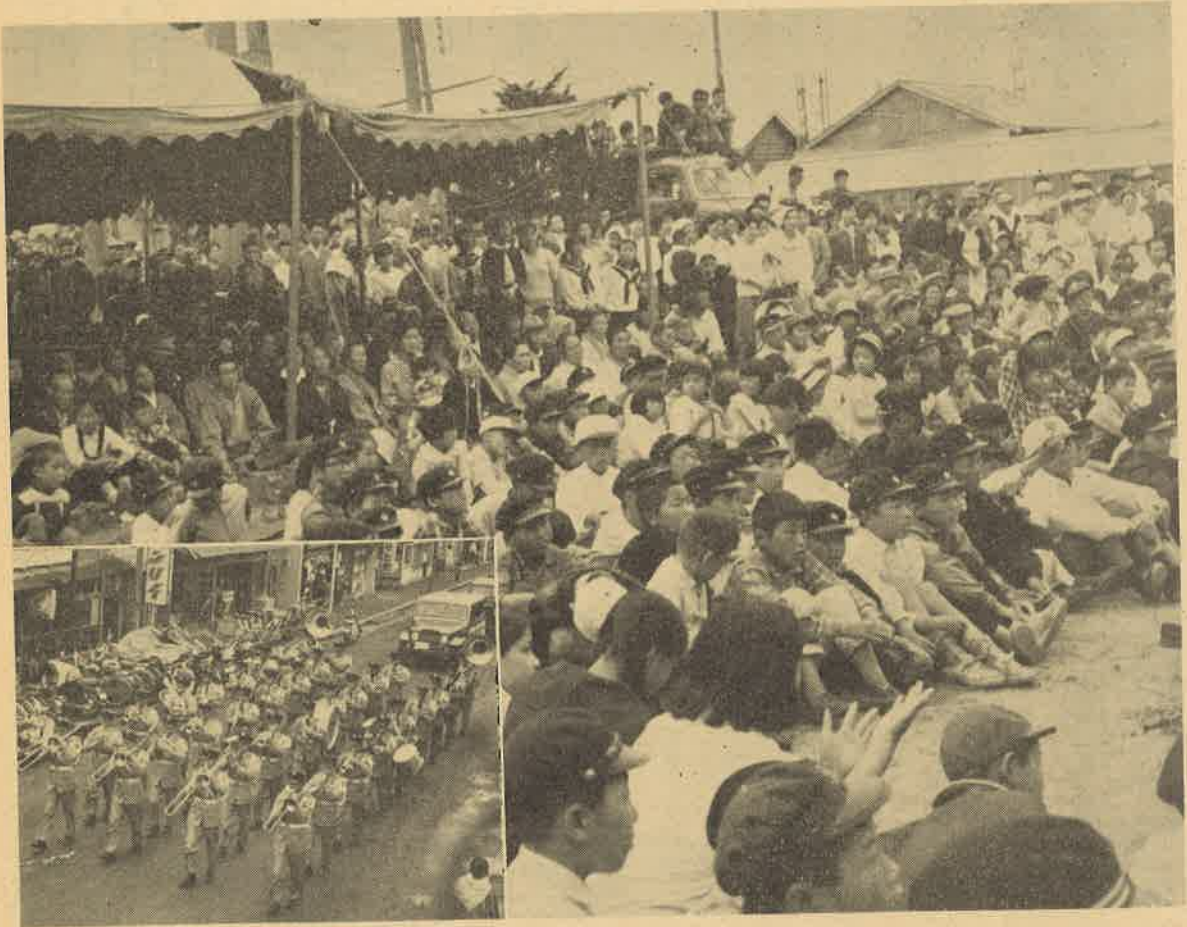
電話(代表) 16番

編集 清里町役場総務課

印刷 有限会社 星印刷所

第 81 号

1963. 8. 1. 発行



## 招魂祭盛大におわる

恒例の清里町招魂祭は7月15、16日の両日遺族外、関係者多数出席して行われました。

この祭典に自衛隊音楽隊が特別参加され、小学校鼓笛隊、中学校 brassバンドと共に市内行進され、また演奏会を開くなど盛大に終了しました。

— 演芸を楽しむ人々と自衛隊音楽隊の市内行進 —

### 人の動き

世帯数	1,975
人口	11,182
男	5,662
女	5,520

(7月31日現在住民登録)

○  
○  
○  
○  
○  
○  
(毎月綴って保存して下さい)

# 改選初の町議会

## 五月六日開かれました

四月三十日の選挙で当選された、町議会議員の初の

議会が、五月六日、午前十三時三〇分より会議室において開会され、議長選挙を始め各種議案の審議がなされ午後三時閉会いたしました

議長 渡辺 武  
副議長 森本源治

常任委員会 (委員長)

○副委員長)

総務委員会

○村尾光雄 ○服部一雄  
中西市次 小原金作

椿原稔平 石川明治

社会文教委員会

○原田治市 ○山下精一  
森本源治 太田英夫

南出 篤

工営委員会

○櫻村 武 ○山田豊二  
吉江和兑 家村克男

森崎芳郎

産業委員会

○松尾利保 ○川筋友一

丸尾雅美 矢口安太郎  
桑島義輝

森崎芳郎

臨時出納検査立会人

中西市次  
吉江和兑

太田英夫

監査委員(議会選出)

### 夏季における子どもの

### 交通事故防止

真夏になりますと、とかく緊張感や感覚がうすらぎ思いがけない交通事故にあらうことがあります。

子どもたちが楽しくこの夏が過せるよう、交通事故防止に協力しましょう。

◇ 正しい歩行、危険な場所では遊ばせないようにしましよ。

◇ 子どもの危険な状態を発見したときは、制止や安全地帯を誘導するようにしましよ。

#### ◇ 安全運転の励行

子どもが道路を歩行しているときは、一時停止または徐行をして子どもを先に通すようにしましよ。

とくに道路交差法の一部改正にともない、横断歩道の左側部分を歩行者が通行している場合、または同部分を通行しようとしている場合の一時停止を励行しましよ。

運転者に無理に酒をすゝめないよう、お互いに注意しましよ。

### 火災予防条例の制定に伴う 諸届についてのお知らせ

このほど町の火災予防条例が新しく制定されました。

この条例の制定によつて公衆の出入する場所等で、今後該当する場合は届出を事前に終るようになつてくだされ

届け出し  
該当する本町の対象物は次のとおりです。

- 一 劇場、映画館、集会場
- 二 キヤパレト、カフェー
- 三 その他これに類するもの
- 三 料理店、飲食店
- 四 物品の販売業、修理業を営む店舗、理容業、クリーニング業、その他のサービス業、展示場
- 五 旅館業
- 六 病院、診療所
- 七 小学校、中学校、高等学校
- 八 公衆浴場
- 九 車輛の駐車場
- 十 神社、寺院
- 十一 工場、作業所、変電所
- 十二 官公署、銀行、事務所

十三 自動車車庫  
十四 倉庫  
その他、次のようなものが対象となります。

- 一、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為
- 二、煙火(玩具用煙火を除く)の打上げ又は仕掛け
- 三、劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- 四、水道の断水又は減水、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

本町の現況で該当する事項は大体以上のように規定されております。該当者は用紙が役場災害消防係に備付けてありますので申出て下さい。

又家庭における「マッチ」の取扱は充分注意して小さい子どもさんの手のとどかない所に保管し特に農繁期中留守にする家庭はこの点充分気をつけて下さい。  
これから子どもさんが花火などで、マッチを使うことが多くなりますので家族だけの注意でなく大人全体が注意して事故のない楽しい夏をすごさせてやる様心がけて下さい。

### 国営工事業きまる

かねて、要望していた清里町と中標津町を結ぶ産業開発道路と、清里地区国営土地改良事業(宇遠別地区)は本年度から着工することに決定しました。

固定資産税 (第2期) の納期限は

8月30日です

必らず納期限内に納めましよう

臨時町議会

一般会計 6,045万円を追加

新栄小学校改築工事

などがきまる

六月二  
十八日、  
二十九日  
の二日間  
にわたり  
開催され  
た臨時町  
議会で、  
一般会計  
六、〇四  
五万円、  
病院会計  
一、二五  
万円、  
七千円、  
上水道会  
計、五〇  
万円が追  
加更正さ  
れました。

追加更正の内容及び当日  
議決された事項は次のと  
りです。

歳入

一般会計

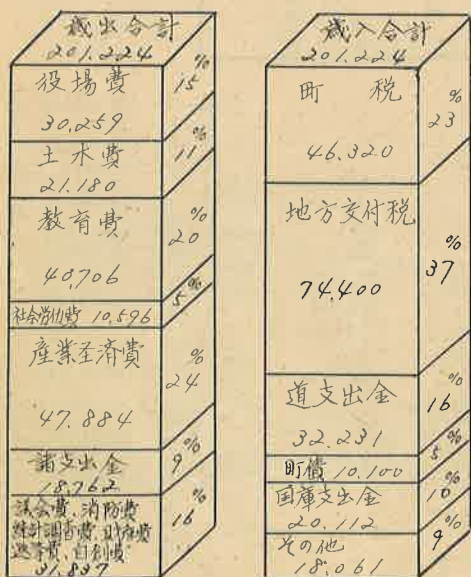
地方交付税 一、一〇〇万  
円  
使用料、手数料、七十一万円  
国、道支出金

歳出

- ◆ 役場費
  - 役場庁舎増築改造工事 二二〇万円
- ◆ 消防費
  - 防火水槽施設費(二基) 七〇万円
  - 器具置場、望楼等補修工事 一〇万円
  - 小計 八〇万円
- ◆ 土木費
  - 十八号橋架換工事費 四二万円
  - 十五号橋架換工事費 三一万円
  - 十三号橋架換工事費 三〇万円
  - その他需用費など 一五万円
  - 小計 一八万円
- ◆ 教育費
  - 新栄小学校改築工事費 五七十一万円
  - 光岳小学校簡易水道工事費 三五万円
- ◆ 保健衛生費
  - 火葬場補修工事費 六〇万円
  - その他需用費など 二万円
  - 小計 六二万円
- ◆ 産業経済費
  - 災害利子補助金 一〇四万円
  - 災害利子補助金 六七万円
  - 牧野改良事業費 四九万円
  - 農事研修所改造工事 一〇万円
  - 農業構造改善事業費 三、五八二万円
  - 内訳
    - △向陽美里第二地区農道新設改良工事費 一、五一八万円
    - △向陽美里地区農道新設改良工事費 一、五一八万円
- ◆ 社会労働施設費、財産費、諸支出金
  - 清里中学校特別教室増築工事 五一九万円
  - 緑町中学校特別教室増築工事 四二〇万円
  - 清里中学校自転車小屋改築工事 二〇万円
  - その他需用費など 五七万円
  - 小計 一、六二二万円
- ◆ 衛生費
  - 清里中学校特別教室増築工事 五一九万円
  - 緑町中学校特別教室増築工事 四二〇万円
  - 清里中学校自転車小屋改築工事 二〇万円
  - その他需用費など 五七万円
  - 小計 一、六二二万円
- ◆ 産業経済費
  - 災害利子補助金 一〇四万円
  - 災害利子補助金 六七万円
  - 牧野改良事業費 四九万円
  - 農事研修所改造工事 一〇万円
  - 農業構造改善事業費 三、五八二万円
  - 内訳
    - △向陽美里第二地区農道新設改良工事費 一、五一八万円
    - △向陽美里地区農道新設改良工事費 一、五一八万円

一般会計予算状況

(単位 千円)



- 良工事 三六三万円
- △農地集団化事業費 一四〇万円
- △経営近代化施設購入費補助 一、三九五万円
- △その他需用費など 一六五万円
- 小計 三、八一一万円
- ◆ 社会労働施設費、財産費、諸支出金
  - 需用費など 一三二万円
  - 歳出合計 六、〇四五万円

上水道特別会計

- 歳入 一般会計繰入金 五〇万円
- 歳出 水源地切替工事費 五〇万円

その他の事項

- ① 清里町課設置条例  
従来の総務課、産業課、民生課の三課に、税務課、工営課の二課を新設し五課制とした。  
(機構一覧表参照)
- ② 防災会議条例  
災害対策についての計画
- ③ 工事請負契約  
町営住宅建設工事(一種六戸、二種八戸)は、七六九万円で石井組と契約。
- ④ 自動車の売払い並びに購入  
病院で使用している、一九六一年式セドリックカタムスを六四万七千円で売却し、一九六三年式グロリアデラックスを一二五万七千円で購入する。
- ◆ 昭和三十八年七月一日現在の一般会計の予算内容は次のグラフのとおりになっています。

病院特別会計

- 歳入 準備積立金繰入 六一万円
- 車輛売払代金 六四万七千円
- 小計 一二五万七千円
- 歳出 自動車購入 一二五万七千円

実施を推進するため、新たに設けられた。

# 町役場で機構改革

## ——工営・税務の二課を新設——

町では五月に役場の機構改革を行い、二課、四係を新設しました。  
これに伴って大幅な人事異動をしたので、お知らせします。

### 助役就任の挨拶 小口良彦

このたび図らずも助役に選任されました。  
もとより微力ではありませんが、町長の補佐役として地方自治の伸展と明るく住みよい郷土建設のために専心努力いたす決意でございます。

何とぞ今後一層の御指導と御交誼をお願い申しあげ略儀ながら紙上をお借りして就任のご挨拶といたします。

町長 中村 弥一  
助役 小口 良彦  
収入役 大久保 弘一

課名	課長	係名	係長	係
総務課	武藤 弘	庶務係 財務係 管財係 災害消防係	林 儀要一 相内省吾 関山美崇	橋場 博川 筋和子 齋藤清明 林 順一 宮本英雄(兼) 上野元子 木村武一 浅井 肇 櫻村信一 花井邦男 山田 光
民生課	家村 明	社会係 年金係 戸籍係 衛生係 保健係	和田幸一 加藤達雄 松木教之 宮本智 大田留吉	中村 剛 南出勇二 石部美恵子 阿部千代女 菅原道昭 丹羽常子 松川良子
産業課	松浦 幸道	農政係 開拓係 商工係 統計係 畜産係 林政係	柏木善一 佐藤武 山中弘(兼) 山中弘 丸屋三郎 目下部清次	安井敏和高橋一子 長尾カツエ(兼) 長尾カツエ 上本義一 中村一郎
工営課	多田 一信	土木建築係 水道係 車両係	河合健宏 木村信勝 宮本英雄	阿部 誠 佐瀬昌志 松木道夫 佐津鋼一 坂野 正 溝口孝一 大童順助 佐々木功
税務課	高木 幹男	賦課係 納税係	清水貞雄 木村俊成	服部利道 佐藤征子 荒木正義 服部利道(兼) 佐藤征子(兼) 荒木正義(兼) 佐川昭人(兼)

### 清里町国保直営病院

出納係……………大平幸子 小野敏子  
緑町支所長 吉 森 鶴 市……………櫻村信一(兼)  
議事事務局長 大橋 道 生……………内間由男  
農業委員会事務局長 松 浦 幸 道(兼)  
庶務農地係長 奥山重男……………佐藤栄子 大友 昶  
企画振興係長  
選挙管理委員会 事務局長 書記長 三好常次郎  
監査委員 坂野 竜 男  
院長 清水 矩基雄  
副院長 高橋 末 蔵  
事務長

### 教育委員会事務局

科 目	係長(主任)	係
X線科	佐藤 宏	岩沢征子
内科	池田隆嘉	小玉秀子
外科	吉岡信子	武山祥子 金子徳子
婦科	鈴木シマ	板本恵美子 大藤千代子
産科	廣沢清美	後藤節子 金子涼子 池田タツ子
検査科	高橋滝子	玄キクエ 長船フサ子
事務	大高国太郎	石井 昇 玄 兼松
局	横田貞夫	秋山佳子 奥山トシ子
庶務	佐々木勇喜	
会計		

職 名	姓 名	係
教育長	次 長	保 名
大畑豊三	家村克己	長
総 務 係	学校教育係	社会教育係
家村克己	長尾 清	内間房子
大西義雄		
服部竜治		

# ことしの町の事業をみて

総事業費 約一億三四六八万円

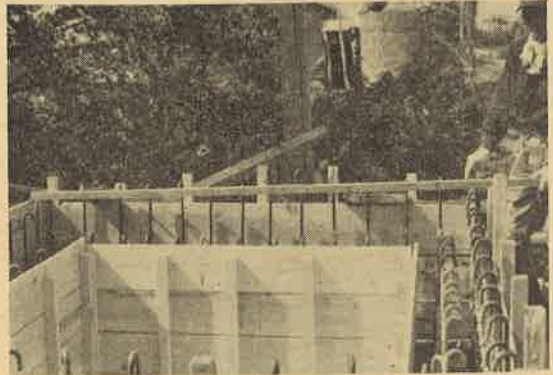
- ★ ……昭和38年度の町の事業費……………
- ★ ……は7月現在、総額約一億……………
- ★ ……三四六八万円です……………
- ★ ……すめられております……………
- ★ ……では現在着手されてい……………
- ★ ……ることしの町のおもな……………
- ★ ……事業をおつてみましょう……………
- ★ ……う……………



◆**公営住宅建設工事** 7月から総額800万円で工事が進められております。  
建設場所は水元町で簡易耐火構造平屋建14戸、その内訳は1種6戸、2種8戸です。  
9月竣工予定 (工事中の公営住宅)



◆**15号橋(仮称)架換工事** 昭和37年から2か年計画 工事費総額 2,060万円で建設されておりますが、8月に竣工する予定です。  
橋長 50.3m 巾員 6.5m  
(完成間近かな15号橋(仮称))



◆**簡易水道拡張工事** 昭和37年度から2か年計画、総額3,100万円で実施されております。  
配水管、導水管の布設工事もおわり、水源地その他の工事が進められております。  
8月上旬竣工の予定 (工事中の上水道減圧槽)



◆**清里小・中学校長住宅新築工事** 簡易耐火構造平屋建2棟2戸が6月に完成しました。  
工事費は1棟1戸105万円、2戸で210万円 構造は2戸とも同じです。  
(できあがった清里中校長住宅)



◆**20号道路改良工事** 農業構造改善事業の一つとして行われております。  
8月竣工予定 延長 5.095m 巾員 4.0m  
(竣工間近かな20号道路)

# 戦没者等の妻に

## 特別給付金が支給されます

第四十三回国会で成立しました「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」は本年四月から施行されましたが、この法律の制定の趣旨は、過去の大戦で御主人を亡くされ、今日に至る間「戦没者等の妻」が特別の事情におかれていた観点から、国が「特別の慰籍」を行なおうとするものであります。

### ① 給付金の額

り、公務扶助料や年金の受給権を失った者は除かれま

す。

② 給付金の額  
二十万円で、十年以内の分割支給で利子つきません（記名の特別給付金国庫債券が支給）

③ 権利の受継  
戦没者等の妻が昭和三十八年四月一日以後に死亡した場合、相続人の内一人が相続請求を行なうことになりま

④ 譲渡又は担保の禁止  
特別給付金国庫債券は譲渡又は一般に担保に供する

ことはできません。但し、特別の災害を受けた場合と、生活が極度に困窮した場合は、昭和三十九年度から国が定める機関で担保貸付又は買い上げることが予想されます。

⑤ 請求手続  
特別給付金を受けられると思はれる方は、扶助料、年金等の証書又は保管証書保管通知書と印鑑を持参し民生課社会係でお尋ね下さい。

なお請求書は昭和三十八年八月一日より受けつけま

① 戦没者等の妻」とは、昭和十二年七月七日（日支事変）以後もとの軍人、準軍人、軍属、準軍属、従軍文官等の方々が、公務上負傷し又は疾病におかされ、これが原因で昭和三十八年三月三十一日までに死亡された方の妻で、昭和三十八年四月一日現在「戦没者等の妻」として身分を保有し、公務扶助料、特例扶助料、遺族年金、特例遺族年金、遺族給与金などを受けている者又は受ける権利を有する者に支給されます。

但し、昭和三十八年四月一日前に死亡、婚姻等によ

## 固定資産税（第二期）の

### 納期は八月三十日です

本年度固定資産税の令書は、四月十日に各納税者の方に交付してありますが、この徴税令書には、一期から三期までの納付書がついてお

り、従って、二、三期の納期がきましても、改めて納付書は交付されませんので、お忘れなく、納期内に納めるようにしてください。

## 野ねずみを退治しましょう

今年も間もなく野ねずみの横行する時期がやってきましたが、特に本年は笹の結実が各所に見られるので野ねずみの大発生が予想されます。

カラマツの植林地を野ねずみから守るには植林地の周囲に防さ溝を掘り他の山から野ねずみが入らない様にすることです。

また毒えさを次の通り与えますと大発生の中でも植林地を野ねずみの被害から守る事ができます。

一回目 十一月上旬  
二回目 十一月中旬  
三回目 十一月下旬

## 野ねずみ退治は共同で



三月目まではできれば根雪直前に投与すると、尚一層効果があります。

毒えさは七月末日までに森林組合に申込むと補助金の申請をしていただけますから毒えさ代は無料になります。

## 赤十字募金についてのお知らせ

毎年定期的を実施しております。赤十字運動については今年も五月に皆様方の御協力をお願いして参りましたが、町に示された目標額八九、九〇〇円に対し、八四、一六〇円の募金がありました。ここに日赤募金の報告をかね、厚く御礼申し上げます。

なお、社員の方で社費を納めていただけない方は、至急、会計（収入役）か緑町支所へ納めて下さるようお願いいたします。

## 防火思想普及

### ポスター入選

先に、網走支庁、網走支庁地区消防団長会の共催で募集した。防火思想普及ポスターに町内各学校から多数応募していたが、清里小学校二年、辻 亨君が佳作に入選、この程賞状と記念品が伝達されました。

## 納税は栄え郷土の力



# 行政相談のお知らせ

国の仕事に対し不満をもつておられる方、又は相談された方は、遠慮なく申し出て下さい。

旭川行政監察局（旭川市一条十丁目）では、お役所に対する、国民の苦情、相談をお受けしております。

どなたでも苦情、相談のある方は、気軽に申し出て下さい。申し出の方法は口頭でも文書でもよく、無料です。

行政相談委員が、苦情、相談の取り次ぎをいたします。

## 賞品を生活困窮者に贈る

神威中区の佐々木文字さんは、農協発足十五周年記念貯蓄奨励の抽せんで、一等になり、その賞品毛布など三点を役場に寄託されたので、町では佐々木さんの御意志に添って、農家の恵まれない世帯に贈りました。佐々木さんには紙上から厚くお礼申し上げます。

昨年まで、行政相談委員は斜里郡に一名しかおかれておりませんでした。皆様のご利用、ご協力をお願いいたします。

年から清里町にもおかれることになり次の方が委嘱されました。

清里町羽衣町一区  
青柳 唯一

明るく住みよい町にするために、皆様のご利用、ご協力をお願いいたします。

## 暴力追放夏季強調月間

夏季においては、青少年婦女子などを対象として盛り場、海水浴場、キャンプ場などにおける暴力行為が多発する傾向にあるので、七月二十一日から八月二十日までの一ヶ月間を、暴力追放夏季強調月間として、

全道的な運動を展開し、道民意識の高揚を図ることにしました。

☆実施事項  
法令を守り、社会生活の秩序、習慣を守るよう広く道民に呼びかける。  
とくに身近かなつぎのことに重点をおき推進をはかる。

- 1 犬の放し飼、その暴力追放
- 2 行列割りこみ追放

暴力行為をしたときは、警察などの関係機関へすみやかに連絡しましょう。

あかるい社会は、たすけあいぞう

暴力は共同の力で追放しましょう。



## 農地の転用は必ず許可を受けてから

農地を農業以外に使用する場合、たとえば住宅、工場、造林等に転用しようとする時は、必ず農業委員会に届けて、知事または、農林大臣の許可を受けなければなりません。

特に最近農地の無断転用が多く見受けられますので、許可を受けてから事業に着手するようにしてください。許可なくして使用した場合は農地法違反となります。許可の手続等は、町農業委員会事務局または、近くの

の農業委員会におたずね ください。

## 伝賃検査が行われています

昭和38年度の伝賃検査が次の日程により行われております。

時間は各集合場所とも午前8時からです。

### 伝賃検査日程表

集合場所	検査月日	参加部落
上斜里西会館	7月26日	上斜里西
東萱野会館	27日	東萱野
西神威会館	29日	西神威
神威北会館	30日	神威北上斜里南の一部
神威中会館	31日	神威中、神威第1
札弦診療所	8月1日	川向、川向東
清泉検診所	3日	札弦町全区
緑町管理所	5日	清泉
大和会館	7日	青葉、緑町
上斜里東会館	8日	上斜里東
上斜里中会館	9日	上斜里中
美里検診所	10日	上斜里
江南 樫村宅	12日	美里、向陽北の一部
"	13日	江南1区、5区、錦区 (放牧の馬も含む)
"	14日	江南2区
"	15日	江南3区、4区
清里町診療所	17日	上斜里南羽衣町水元町
"	19日	向陽北
"	20日	向陽中区、西区

